

第10回 定例総会議事録

1. 日 時	令和4年1月13日（木）午後2時15分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝末野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
なし	
5. 事務局	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第10回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝末野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第10回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	<p>それでは、議事録署名委員に4番の平山委員さん、9番の長尾委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>まず、第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の2筆は大分県立新生支援学校より北東へ約450m、1筆は北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地の2筆は稲刈り後の状態、1筆は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において2筆は水稻、1筆は野菜を栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、耕運機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約41a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番脇委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より北西へ約1.2 k mの距離に位置した農地であり、現地の2筆は膝丈程度の雑草が冬枯れしており、2筆は露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、ハクサイ、ネギを栽培予定です。農機具は草刈機、軽トラックを各2台、トラクターを1台所有していま</p>

	<p>す。なお、契約成立後の経営面積は約53a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、旧大分市立野津原中部小学校より西へ約1.5 kmの距離に位置した農地であり、現地は腰高程度の雑草が冬枯れしていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約76a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ4番は、13ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条1項に基づく農用地利用集積計画のための審議 4番と関連がありますので、野津原地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

7番秋吉委員	<p>2ページ 4番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより北東へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は4段に分かれ一部にミカン、カキ、アンズが植えられており、全体的に保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてサツマイモを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有、耕運機、噴霧器を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約44a となります。</p> <p>続いて13ページ 4番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより北へ約400mの距離に位置した農地であり、現地はカキの木が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではカキを栽培予定です。農機具、契約成立後の経営面積は2ページ 4番と同様です。</p> <p>申請者は新規就農者で、野津原地区に空き家があれば定住したいという意向がありますので、農業委員、推進委員は空き家があればご案内していただければと考えています。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より西に約150mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状

	<p>況・営農計画です。譲受人は、申請地においてイチジクを栽培予定です。農機具はトラクター、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約64a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ4ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターの南西約550mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、自動車販売業等を営む法人が駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、5ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番 基盤強化促進法での所有権移転について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校より西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は腰高程度の草が生えており、その他は麦が植えられていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地では、水稻を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約84a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、6ページ 1番 基盤強化促進法での所有権移転について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南西へ約1.3km の距離に位置した農地であり、現地はハウスでニラやパイナップルが栽培されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認</p>

	<p>定農業者で、申請地ではニラ、パイナップルを栽培します。農機具はトラクターを2台、コンバイン、田植機、糶摺り機を各1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約97a となります。パイナップルは販売用ではなく自家消費です。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ 7ページ 利用権設定 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西へ約2.5km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されハウスが建設中でした。利用権の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定新規就農者で、申請地ではピーマンを栽培します。農機具は草刈機を2台、トラクター、管理機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約26a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ8ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立大東中学校より南へ約1kmの距離に点在した農地であり、現地はハウスでミツバ、セリが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地ではミツバを栽培予定です。農機具は軽トラックを2台、2tトラックを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約87aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
2番阿部委員	<p>賃借料がかなり高いようですが、10年間の賃借料ですか、1年間の賃借料ですか。</p>
事務局	<p>1年間の賃借料です。</p>
10番長尾委員	<p>ハウスが建っているのですか。</p>
事務局	<p>ハウスが建っており、そのため多少高額な賃借料となっているようです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>なければ、次の9ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>9ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利、賃借料は前回と同様での再設定です。</p> <p>続いて10ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通</p>

	<p>りです。こちらも現在と同内容での再設定です。</p> <p>それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、11ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では、水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、トラクター、草刈機を各2台、田植機、コンバイン、籾摺り機、米選別機、育苗機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約168a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ12ページ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は井野辺病院より北西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は草が生えていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約23a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分家畜保健衛生所より東へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約137a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、13ページ 4番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、5番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより北へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約62a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ14ページ 6番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより東へ約400mの距離に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所

	<p>有しています。利用権設定後の経営面積は約110a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ15ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北西へ約630mの距離に位置した農地であり、現地はハウスでイチゴが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地でイチゴを栽培します。農機具はトラクターを3台、ユンボを2台、コンバイン、田植機、管理機、堆肥散布機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約429a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の16ページは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については前回と同様の内容での更新となっています。</p>

	<p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については、こちらも前回と同内容での更新となっています。</p> <p>植田・野津原地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>それでは、次に17ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は上横瀬地区に位置した農地であり、現地は耕起されておりました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地では水稻、麦の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,621a となります。</p> <p>次に18ページ 2番です。こちらは変更の案件となっています。</p> <p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。賃借権から使用貸借権に変更するという内容です。現地調査報告です。申請地は、上横瀬地区に位置した農地であり、現地は耕起されておりました。配分先の</p>

経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者です。申請地では、水稻、麦の栽培を計画しています。今回、賃借権から使用貸借権に変更するという内容となっています。契約成立後の経営面積は約1,621a となります。

3番です。こちらの変更の案件で、これまでの使用貸借権から賃借権に変更するという内容です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田ノ口地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜、ブルーベリー、桑を栽培する認定農業者で、申請地は水田として利用する計画です。今回使用貸借権から賃借権に変更するものです。契約成立後の経営面積は約168a となります。

19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は尾津留、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約673a となります。

次に2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約193a となります。

続いて20ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、馬場地区に位置した農地であり、現地は水稻が植えられていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する農業者で、申請地では水稻、麦の栽培を計画して

	<p>います。契約成立後の経営面積は約357a となります。</p> <p>それぞれ地区審議会で審議したところ、いずれも承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>それでは、次に21ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>21ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2013年頃より、耕作放棄により原野化してしまったという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、22ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>

事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1977年8月頃より住宅への進入道路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分南高等学校の西約710mに位置する農地であり、現地は住宅への進入路として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1989年頃より宅地、墓地及び駐車場として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校より東へ約50mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は宅地、1筆は墓地、1筆は駐車場として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ3番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1993年より、耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、JR 中判田駅より南東へ約400mに位置した農地で</p>

	<p>あり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ23ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1923年頃より宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南へ約630mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ24ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1999年頃より2筆は農道、1筆は倉庫として利用しているとのこと。現地調査報告です、申請地は、西部スポーツ広場より南西約200mの距離に位置した農地であり、現地の2筆は農道、1筆は倉庫として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>

議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に25ページからは、第6号議案 報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>まず25ページから28ページにかけてです。農地法第3条の3で、相続又は時効取得の届出が、合計で8件出ています。</p> <p>次は29ページから31ページで、農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内の農地を所有者が転用する届出が、合計で8件出ています。</p> <p>続いて32ページから36ページで、農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内の農地で権利の移転・設定を伴う転用の届出が、合計で45件出ています。</p> <p>次は37ページから40ページです。農地法第18条第6項通知で、合意解約の通知が合計で13件出ています。</p> <p>最後は41ページです。農地について条件付権利の仮登記の報告が1件出ています。こちらは備考欄にも記入がありますように、仮登記後に2ページ 4番で農地法第3条許可申請が出ています。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	先月の定例総会において、秋吉委員より中間管理事業について、農業委員、推進委員の関わり方をどうするべきか、とのご意見をいただいておりますが、中間管理事業の担当課である農政課と協議し、議案に上がる前にどのような相談がきているかをお知らせする方向で進めています。現在、具体的なお知らせ方法など詰めの協議を行っているところですが、一つの方法として、現地調査の際に農政課が作成した地番、所有者、予定する配分先のリストをお配りし、把握していただければと考えており、今月の現地調査から始められるよう、協議を行ってまいりたいと思っています。
議長	他に事務局からありますか。
事務局	全国農業新聞の西日本版のページに大分市が記事を書ける順番となっております。それについて事務局からの提案ですが、1月1日付けの農業委員会だよりの表紙に載った方の記事を掲載してはどうかと考えていますが、いかがでしょうか。
委員一同	良いです。
議長	他に事務局から何かありませんか。 なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 その他で、何かありませんか。
委員一同	ありません。

議長

なければ、これで第10回定例総会を閉会します。